

四小保護者の会 約束事項

- 1 名 称** この会は「四小保護者の会」とする
- 2 所在地** 東京都清瀬市中里二丁目1471番地 清瀬第四小学校に置く
連絡先：学校代表番号 (042) 493-4314
- 3 設立年月日** 平成31(2019)年4月1日
- 4 目 的** 学校と会員及び会員相互の連携を進め、心身ともに健やかな児童の育成に貢献する。

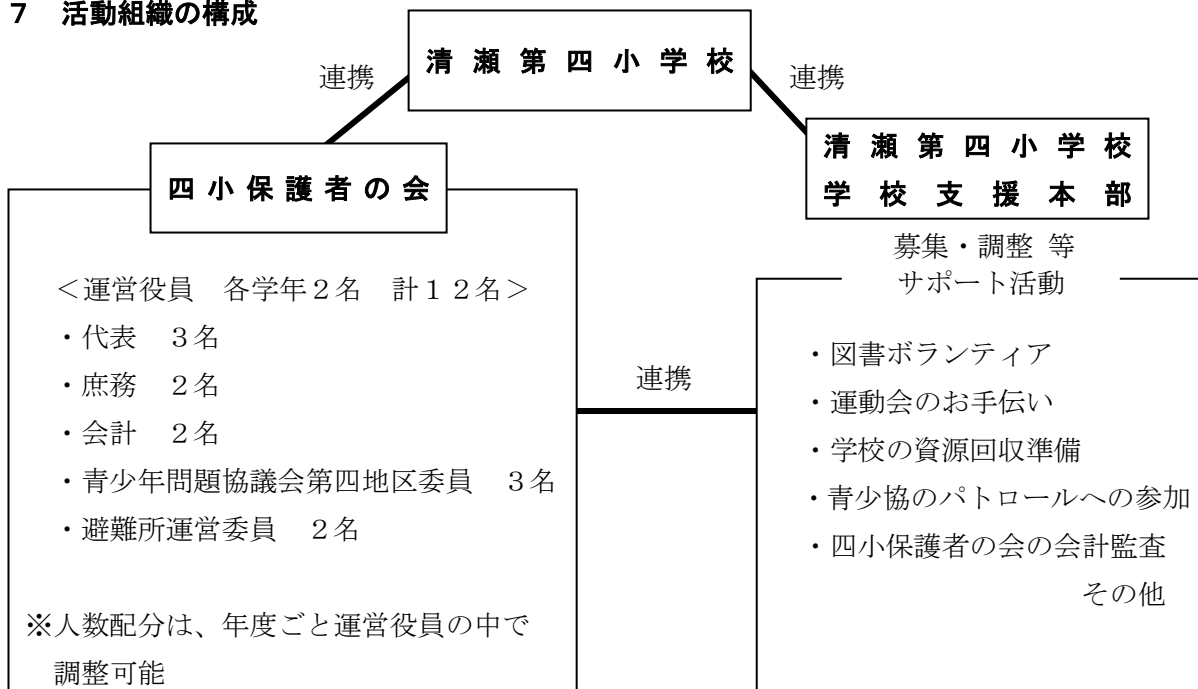
5 組織・運営

「できるときに、できることを」、「できることをできる範囲で」をコンセプトに
以下の組織作り及び運営を行い、多くの保護者が気軽に参加できる活動を推進する。

- (1) 交流や活動を活発かつ円滑に行うために、運営役員会を置く。
- (2) 運営役員会は各学年2名、計12名の運営役員で構成する。別途、会計監査役を2名置く。
- (3) 年度初めに予算を組み、年度末に決算をする。総会は開催せず、予算と決算は会員に周知する。
- (4) 必要に応じて学校支援本部との合同会議をもつ。
- (5) 組織及び運営については慣例にとらわれず柔軟に改善を図る。
- (6) 本団体は任意団体であり、集金時の入会意思表示を入会届と同義とする。

- 6 選 出** 運営役員（保護者）は、各学年2名を選出する。

7 活動組織の構成



8 運営役員の主な仕事

【運営役員全体としての仕事内容】

- ・運動会保護者競技の企画・運営を協力して行う。(保護者競技実施の場合のみ。)
- ・次年度の運営役員候補者の選定を協力して行う。
- ・年度末の決算と次年度の予算計画を協力して行う。

【運営役員各担当の主な仕事内容】

以下の担当は運営役員会内で互選する。なお、各担当の人数配分は調整可能とする。

・代表（3名）

全体の連絡・調整。学内外の会議出席（14校連絡会/年3回程度、青少協地区会議や地区懇談会等/年3回程度）。運営役員会の記録。

・庶務（2名）

資源回収の案内・運営。備品補充。必要に応じて、各家庭への活動報告。

・会計（2名）

会費の管理。保険加入手続き。

・青少年問題協議会第四地区委員（3名）

主に平日昼間、月1回程度の清瀬市青少年問題協議会第四地区委員会に出席し、地域の実情に応じ、様々な活動に参加。(最低1名以上の出席。) 新入生の付き添い隊に関する業務。地区委員としての主な活動期間は、6月の第四地区総会から翌年の同総会まで。

・避難所運営委員（2名）

主に土曜日午前、月1回程度の四小避難所運営委員会に出席し、四小が災害時の避難所として利用できるよう地域の委員の方と協議する。

9 会費（運営費）

- ① 児童一人あたり6年間で1,000円とする。
- ② 転出入の際の会費取り扱いについて
転入時期を問わず、児童一人あたり1,000円とする。転出時の返金はしないものとする。
- ③ 入会した後に退会を希望する場合、返金しないものとする。

10 弔事

会員（保護者）及び児童の弔事に際し、一律5,000円の弔慰金を包むこととする。

なお、不足が生じた場合は、予備費より支出することとする。

11 約束事項の変更

この「四小保護者の会」約束事項の変更は、必要に応じて運営役員会が提案及び討議し、即日、施行可能とする。変更項目を会員に周知する。

以上

【附則】

令和 5 年 5 月 22 日即日施行

- 5. 組織運営（2） 会計監査に関する一文を追加。
- 5. 組織運営（3） 総会に関する一文を追加。

令和 6 年 5 月 1 日即日施行

- 5. 組織運営（6） 登録カードによる入会届から、集金時の意思表示による入会届に変更。
- 6. 選出 「登録カードを基に選出する」の文言を削除。
- 8. 運営役員の主な仕事 どんど焼きに関する文言を削除。
- 9. 会費（運営費） 一家庭あたりの集金から、一児童あたりの集金へ変更。退会希望について追加。